狩猟者必携

令和8年度

滋賀県

滋賀県鳥獣行政機関

番号	事務所名	所在地	電話番号
1	西部・南部森林整備事務所	大津市松本一丁目2−1	(077) 527−0655
2	甲賀森林整備事務所	甲賀市水口町水口6200	(0748) 63−6116
3	中部森林整備事務所	東近江市八日市緑町7−23	(0748) 22−7717, 7718
4	湖北森林整備事務所	長浜市平方町1152−2	(0749) 65−6616
5	西部・南部森林整備事務所高島支所	高島市今津町今津1758	(0740) 22−6033
6	滋賀県生物多様性保全課	大津市京町四丁目1−1	(077) 528−3483

国有林連絡事務所

番号	事務所名	所在地	電話番号
7	滋賀森林管理署	大津市瀬田三丁目40−18	(077) 544−3871㈹
8	大津森林事務所	〃	(077) 544−6883
9	八幡〃	近江八幡市中村町413−1	(0748) 33−2321
10	大滝〃	〃	(0748) 33−1648
11	高島〃	高島市勝野3019−1	(0740) 36−1815

※下記位置図の国有林および官行造林地内へ入林される場合は別途入林届が必要ですので、事前に上記事務所へお問い合わせください。

狩猟の知識

〈滋賀県で狩猟する人のために〉

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」をよく理解し、出猟に際しては細心の注意をはらい、以下のような心掛けで事故の起きない楽しい狩猟ができるようお互いに努めましょう。

(1) 狩猟鳥獣は現在の狩猟者だけのものではないという考えをもちましょう。
(2) 確実に種類が判別できて、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃ちましょう。
(3) 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにしましょう。
(4) 農耕地や幼齢造林地に踏みこんで、所有者に被害を与えないようにしましょう。
(5) 鳥獣保護区、休猟区を大切にしましょう。
(6) 山火事を起こさないよう注意しましょう。
狩猟の適正な発展のために、法令を守り、よきマナーを身につけましょう。

滋賀県で狩猟される皆さんへ

滋賀県には天然記念物等保護を必要とする鳥類が飛来しています。

●天然記念物「**ヒシクイ**」は葛籠尾崎(長浜市旧西浅井町)～尾上(長浜市旧湖北町)～西池(長浜市旧浅井町)～三島池(米原市旧山東町)をねぐらとして生息しています。

●「**コハクチョウ**」が琵琶湖北部(主として旧湖北町尾上地先から長浜まで)と琵琶湖西部(主として高島市新旭町湖岸)に生息しています。

●「**イヌワシ**」、「**クマタカ**」は滋賀県レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されており、1月中旬から3月中旬は造巣・抱卵期にあたるため、これらの種の生息環境に影響を与えないよう、特に注意してください。

これらの鳥獣は滋賀県で大切にすべき野生生物となっています。
保護に御協力をお願いします。

違反防止のために

(1) 滋賀県知事の交付する狩猟者登録証がなければ、滋賀県内での狩猟はできません。
(2) 出猟のときは、必ず狩猟者登録証と銃砲の所持許可証を携帯し狩猟者記章は胸部か帽子につけてください。
(3) 国および県・市町の関係職員、警察官または猟区の巡視員等関係者に狩猟者登録証等の提示を求められたときは拒んではいけません。
(4) 次の場所において狩猟は禁止されています。
ア．鳥獣保護区
イ．休猟区
ウ．公道および公園
エ．社寺の境内および墓地
オ．特定猟具使用禁止区域内(その区域に係る特定猟具を使用した狩猟)
(5) 狩猟時間の制限と発砲の方向
ア．日出前、日没後の銃猟はできません。(日出・日没時刻を、必ず確認してください。)
イ．住居集合地域、広場・駅等多数の者の集合する場所において、または弾丸の達するおそれのある人畜、建物、電車・自動車・船舶に向かって銃猟することはできません。
(6) 土地所有者等の第三者の権益をおかさないように気を付けてください。
(7) 猟区においては、猟区設定者の承認を受けなければ狩猟はできません。
(8) 狩猟鳥獣以外は、狩猟免許所持者でも狩猟はできません。
(9) 狩猟鳥獣
① 狩猟鳥獣の種類等

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)、キジ、コジュケイ、ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、カワウ、ヤマシギ、タシギ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く。)、イタチ(オスに限る。)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	毎年11月15日から 翌年2月15日まで (ニホンジカ・イノシシに限り 11月1日から 翌年3月15日まで)

② 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジの雌(亜種コウライキジを除く。)	全国の区域 (ヤマドリの雌にあっては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥猟猟区の区域を除き、キジの雌にあっては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥猟猟区の区域を除く。／滋賀県該当なし)	令和4年9月15日から 令和9年9月14日まで

③ 捕獲数の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の上限
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)及びキジ	合計して 2羽
コジュケイ	5羽
ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して 5羽 (ただし、銃を使用する場合にあっては、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計して200羽)
キジバト	10羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5羽

(10) 違反捕獲物の譲渡はできません。なお、ヤマドリの販売は禁止されています。
(11) 爆発物・劇薬・毒薬・据銃・危険なわな・危険なおとし穴等の使用で狩猟はできません。
(12) 次の猟法は禁止されています。
ア．ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。)
イ．口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
ウ．飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
エ．構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
オ．装薬銃であるライフル銃(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。)を使用する方法
カ．空気散弾銃を使用する方法
キ．同時に31以上のわなを使用する方法
ク．鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
ケ．イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
コ．ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
サ．つりばり又はとりもちを使用する方法
シ．矢を使用する方法
ス．犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
セ．キジ笛を使用する方法
ソ．ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法
(13) 網猟免許またはわな猟免許に係る登録を受けた者は、狩猟に使用する猟具1個または1張りごとに、住所・氏名・都道府県知事名・登録年度・登録番号を1字の大きさが縦横1センチメートル以上の文字で記載した金属製またはプラスチック製の標識を付けなければなりません。
(14) 違法に天然記念物に指定されている鳥獣の捕獲等を行った場合は、文化財保護法に基づき罰せられます。
(15) 猟用火薬および実包所持について
ア．次の数量の範囲を超えて自宅には保管できません。

実包と空包の合計	銃用雷管	無煙火薬と黒色猟用火薬の合計	火薬を装てんしていない雷管付薬きょう
800個	2,000個	5キログラム	制限なし

イ．無許可で譲り受けることのできる猟銃用火薬類の数量は、狩猟者登録または鳥獣捕獲等許可の有効期間につき次のとおりです。

実包	銃用雷管	無煙火薬と黒色猟用火薬の合計
300個(このうちライフル銃用実包については50個)以下	300個(このうちライフル銃用雷管については50個)以下	600グラム以下

ウ．無許可で消費できる猟銃用火薬類の数量は、1日につき次のとおりです。
a. 狩猟者登録または鳥獣捕獲等許可を受けた者が、鳥獣の捕獲等のために消費する場合は、実包または空包の合計100個以下
b. 狩猟、有害鳥獣捕獲等の用途で猟銃の所持許可を受けた者が、鳥獣の駆逐のために消費する場合は、空包100個以下

お願い

(1) カワウの足輪等の報告について
県はカワウの行動範囲の把握を目的として、足輪または標識の目撃情報を集めています。カワウに足輪または標識がついていましたら、発見した日時、場所、足輪のナンバーまたは色と文字・標設の色について、県庁生物多様性保全課にお知らせください。
(2) ツキノワグマについて
ツキノワグマは滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画に基づき、狩猟は自粛願います。また、ツキノワグマの錯誤捕獲を防ぐため、ツキノワグマが生息すると思われる地域においては、イノシシ等を捕獲するためのはこわなを設置される場合、ツキノワグマの脱出口(天井部に直径30cm以上の出口)を設けていただくようお願いします。

報告等の義務

(1) 狩猟者登録証の返納および捕獲報告(法第65条・第66条、規則第65条第11項・第13項)
狩猟の期間が満了したときはその日から30日以内に報告すること。
(2) 住所・氏名の変更届出(法第61条第4項、規則第65条第8項)
住所氏名を変更した場合は遅滞なく登録を受けている都道府県知事に届け出ること。

警察から銃猟者の皆さんへ

事故や違反のない狩猟をしていただくため、次のことがらを確実に守ってください。
(1) 銃や実包が盗まれたりすることのないよう、その取扱いには細心の注意を払うこと。
(2) 猟を終われば、いったん帰宅し、銃や実包を確実に保管庫に納め保管すること。(銃や実包を所持したまま寄り道をしないこと。)
(3) 自動車の座席やトランクに銃や実包を積んだまま、車両を離れないこと。
(4) 銃には、発射の直前まで弾込めをしないこと、また必要がなくなれば直ちに銃から弾を抜き取ること。
(5) 銃を携帯運搬する場合は、おおいをかぶせるか、または容器に入れること。
(6) 銃を発射するときは、獲物が何であるのか、もう一度よく確かめること。

猟銃用火薬類について

(1) 実包、空包等は一定の条件のもとに自宅での保管ができますが、必要の都度必要数を購入するようにし、できる限り自宅での保管はさけてください。
(2) 狩猟期間が終わり、残弾等が生じた場合は、標的射撃に使用したり、あるいは一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会から委託を受けた火薬銃砲商に破棄依頼したりするなど残火薬類の措置を速やかに行ってください。

(参考)大津市における狩猟期間中(令和8年11月15日～令和9年2月15日)の日出・日没時刻表(ニホンジカ・イノシシに限り11月1日から3月15日まで)

11月				12月				1月				2月				3月			
日	曜	日出	日没	日	曜	日出	日没	日	曜	日出	日没	日	曜	日出	日没	日	曜	日出	日没
1	日	6:17	17:03	1	火	6:46	16:45	1	金	7:04	16:55	1	月	6:56	17:25	1	月	6:27	17:52
2	月	6:18	17:02	2	水	6:46	16:45	2	土	7:04	16:56	2	火	6:55	17:26	2	火	6:26	17:53
3	火	6:19	17:01	3	木	6:47	16:45	3	日	7:05	16:57	3	水	6:54	17:27	3	水	6:24	17:53
4	水	6:20	17:00	4	金	6:48	16:45	4	月	7:05	16:58	4	木	6:53	17:28	4	木	6:23	17:54
5	木	6:21	16:59	5	土	6:49	16:45	5	火	7:05	16:59	5	金	6:53	17:29	5	金	6:22	17:55
6	金	6:22	16:58	6	日	6:50	16:45	6	水	7:05	16:59	6	土	6:52	17:30	6	土	6:20	17:56
7	土	6:23	16:57	7	月	6:51	16:45	7	木	7:05	17:00	7	日	6:51	17:31	7	日	6:19	17:57
8	日	6:24	16:56	8	火	6:52	16:45	8	金	7:05	17:01	8	月	6:50	17:32	8	月	6:18	17:58
9	月	6:25	16:56	9	水	6:52	16:45	9	土	7:05	17:02	9	火	6:49	17:33	9	火	6:16	17:59
10	火	6:26	16:55	10	木	6:53	16:45	10	日	7:05	17:03	10	水	6:48	17:34	10	水	6:15	17:59
11	水	6:27	16:54	11	金	6:54	16:45	11	月	7:05	17:04	11	木	6:47	17:35	11	木	6:14	18:00
12	木	6:27	16:53	12	土	6:55	16:45	12	火	7:05	17:05	12	金	6:46	17:36	12	金	6:12	18:01
13	金	6:28	16:53	13	日	6:55	16:46	13	水	7:04	17:06	13	土	6:45	17:37	13	土	6:11	18:02
14	土	6:29	16:52	14	月	6:56	16:46	14	木	7:04	17:07	14	日	6:44	17:38	14	日	6:10	18:03
15	日	6:30	16:51	15	火	6:57	16:46	15	金	7:04	17:08	15	月	6:43	17:39	15	月	6:08	18:04
16	月	6:31	16:51	16	水	6:57	16:47	16	土	7:04	17:09	16	火	6:42	17:40				
17	火	6:32	16:50	17	木	6:58	16:47	17	日	7:04	17:10	17	水	6:41	17:41				
18	水	6:33	16:50	18	金	6:59	16:47	18	月	7:03	17:11	18	木	6:40	17:42				
19	木	6:34	16:49	19	土	6:59	16:48	19	火	7:03	17:11	19	金	6:39	17:42				
20	金	6:35	16:49	20	日	7:00	16:48	20	水	7:03	17:12	20	土	6:38	17:43				
21	土	6:36	16:48	21	月	7:00	16:49	21	木	7:02	17:13	21	日	6:37	17:44				
22	日	6:37	16:48	22	火	7:01	16:49	22	金	7:02	17:14	22	月	6:35	17:45				
23	月	6:38	16:47	23	水	7:01	16:50	23	土	7:01	17:15	23	火	6:34	17:46				
24	火	6:39	16:47	24	木	7:02	16:50	24	日	7:01	17:16	24	水	6:33	17:47				
25	水	6:40	16:46	25	金	7:02	16:51	25	月	7:00	17:18	25	木	6:32	17:48				
26	木	6:41	16:46	26	土	7:02	16:51	26	火	7:00	17:19	26	金	6:31	17:49				
27	金	6:42	16:46	27	日	7:03	16:52	27	水	6:59	17:20	27	土	6:29	17:50				
28	土	6:43	16:46	28	月	7:03	16:53	28	木	6:58	17:21	28	日	6:28	17:51				
29	日	6:44	16:45	29	火	7:04	16:53	29	金	6:58	17:22								
30	月	6:45	16:45	30	水	7:04	16:54	30	土	6:57	17:23								
				31	木	7:04	16:55	31	日	6:56	17:24								

令和8年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図

凡例

自然公園法による特別保護地区	保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域(銃器)	特定猟具使用禁止区域(わな、銃器)	鉛散弾規制地域	猟区	県鳥獣行政機関国有林経路事務所	国有林及び官行造林地
	㋐	特	Ⓐ	①	1	ⓐ	あ	1	

- 初猟日(11月15日)の大津市における日出は6時30分、日没は16時51分です。(別表参照)
(注1) 日出・日没時刻は、地域によって異なるので、各自確認の上出猟して下さい。
(注2) 平成29年度からニホンジカ・イノシシに限り初猟日は11月1日に変更になりました。
- **狩猟者登録証は必ず返納しましょう。**

メッシュ番号→ 200
①←特定猟具使用禁止区域(銃器)の番号
鳥獣保護区の番号→㋐

3. 特定猟具使用禁止区域〔銃器〕(つづき)

番号	名称および所在市町	区域	面積(ha)	存続期間
123	マキノ町新保・中庄・大沼(高島市)	高島市マキノ町大沼北地先の市道沢大沼西線と市道グリーンレイク1号線の交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み市道沢大沼西線と農道マキノ19号線を結ぶ道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み新旭マキノ町大沼989番地の農地との旭川境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み新旭マキノ町大沼989番地の農地との旭川境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み新旭マキノ町大沼989番地の農地と旭川右岸堤防に至り、同所から同堤防を東北東に進み新旭マキノ町大沼989番地の農地と旭川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東北に進み、同所から同堤防を南東に進み、市道沢大沼西線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	62	R 6.11. 1 R16.10.31
124	草津市葉山川(草津市)	草津市志那町地先の市道下物下笠出田線と市道北大萱志那線との交点を起点とし、同所から市道を南東に進み主要地方道大津守山近江八幡線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下笠内線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道北大萱3号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下笠内線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道北大萱2号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み主要地方道草津守山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道下笠線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み主要地方道草津守山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道下笠線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道下笠川原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道葉山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道下笠線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み主要地方道草津守山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下笠線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み主要地方道草津守山線との交点に至り、同所から同市道を北西		